

いじめ防止基本方針

2024. 10 改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。現在いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と、いじめ防止対策推進法において定義されており、従来示されていた「一方的」「継続的」攻撃や「深刻な苦痛」がなくても、被害者側が「心理的」「物理的」苦痛を感じれば、いじめと認定するというように変更されている。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

学校は、上記の理念にのっとり、生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

この基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）は生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう定めた「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月成立 以下「法」という）第 13 条 1 項の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 「いじめ防止基本方針」の策定等

1. 「いじめ防止基本方針」の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

2. 「いじめ対策委員会」の設置

（趣旨）

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」（以下「委員会」）を設置し、その存在及び活動が容易に認知されるような取り組みを実施する。

（構成）

校長、中高教頭、生徒指導部長、人権教育部主任を常任委員とし、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、他の教職員等を委員とする。

（設置期間）

委員会は常設の機関とする。

（所掌事項）

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組みの実施や、具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

第2 いじめの防止

1. いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。とりわけ近年増加しているインターネット等を通じて行われるいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高いため、生徒が行動に移しやすい一方で、一旦インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、また一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであるとの認識を共有しなければならない。さらに、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者などに深刻な傷を与えかねない行為であるだけでなく、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であるとの理解を深める必要がある。

2. HR

道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、HRや道徳の時間を活用し、いじめ防止への認識を深めると共に、行事等での体験活動の充実を図る。具体的には、生徒がいじめの問題を他人事ととらえることなく、自らが向き合うべき問題だと認識し、議論することができるような取り組みを実践していく。また、いじめの傍観者とならず、教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

3. わかる授業づくりと授業規律の確立

授業規律を整えることと、わかる授業づくりの中で、生徒の学校生活への意欲を高めることで、いじめが起きにくい環境を作っていく。

4. 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめ防止等を含めた校内研修等により資質の向上と共通理解を図る。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知するよう努める。

第3 いじめの早期発見

1. 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。電話での相談窓口を設け、いじめ対策委員会の常任委員と中・高の養護教諭がその任に当たる。

2. 定期的な調査とその他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関するアンケート等での定期的な調査その他必要な措置を講じる。また、個人面談なども通じて、不適切な人間関係が構築されていないかについて、常に注視し、少しでも気になった事柄については、気付きを共有して早期対応につなげる。その際、生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであるということを念頭におかななければならない。

3. いじめの疑いがある事案を把握した時の措置

生徒、保護者、教職員等からの通報を受け、生徒がいじめを受けていると思われる時は、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手する。

発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援ができるよう努める。

第4 いじめへの対処

1. 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の確認を行うための措置

委員会は当該学年、生活指導部と連携し、必要に応じてアンケート調査や聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置を取る。

生徒からいじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的対応へつなげなければならない。

(2) 学校の設置者への報告

調査結果については、学校の設置者（学校法人）に報告する。

2. いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止し、いじめを受けた生徒又はその保護者を徹底して守り通すという姿勢で、適切な支援を行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、学習環境を整えるなどの必要な措置を講じる。
- ・状況に応じて、養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとも連携して、メンタル面でのサポートを行う。
- ・指導後も、いじめに係る行為が再発していないかについて留意し、止んでいると判断した場合も、被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等を通じて確認する。

(2) いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- ・指導にあたっては、いじめを行った生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・教育上必要があると認めるときは、適切な生活指導上の処分を科す。
- ・いじめに係る行為が止んでいることを確認し、少なくとも3か月は被害・加害生徒の様子を含めて状況を注視する。

(3) 保護者への情報の提供と共有等

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者が、いじめの事案に係る情報を共有するための措置や学校の対応について理解を求める等その他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが学校での指導の範囲を越えていると判断される場合は、所轄警察署等関係機関や弁護士等と連携して対処するものとする。

3. 重大事態への対処

(1) 「重大事態調査委員会」の設置

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、「重大事態調査委員会」（以下「調査委員会」）を学校に設置する。

(構成)

学校法人代表、校長、中高教頭、その他の教職員等

(設置機関)

調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。

(所掌事項)

調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。

(2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応

調査委員会において調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申立てがあった時には、適切かつ真摯に対応する。またこの際、生徒及び保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、「いじめの重大事態ではない」とは断言できないことに留意する。

(3) 大阪府への報告等

学校は、重大事態が発生した時及び調査結果について速やかに大阪府(知事)に、その旨を報告する。
学校は、重大事態への対処について、必要に応じて、大阪府(知事)と連携、協力して対応を行う。

第5 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針が実情に即して適切に機能しているかの点検を行い、必要に応じて見直しを図る。

以上